

解約手続きのご案内・退去時の注意事項

パナソニック ホームズ不動産の管理物件をご利用いただき誠にありがとうございました。
下記内容を確認いただき、手続き漏れのないようご対応のほどお願い申し上げます。

1. 解約申し入れ

- 入居者アプリ・Web解約受付フォーム・解約通知書のいずれかにて承ります。**※電話のみでの受付不可**
- 解約受付日は、入居者アプリ・Webの場合は送信日、FAXの場合は到着日、郵送の場合は消印日 といたします。
- 書面の場合は、郵送またはFAXにてご送付ください。不備がある場合は受付できません。
提出後は、未着による対応漏れを防ぐため、お手数ですが、弊社まで到着確認のご連絡をお願いします。
- 「解約日」を確定のうえご提出ください。未確定の場合は受付できません。
解約日は、賃貸借契約満了日より前に設定いただくことを推奨します。満了日を超過した場合、更新料が発生します。
- 解約申し入れ後に「解約日」を変更することはできません。
- 退去立会いは、必ず「解約日」までに実施いただく必要があります。
- 受付後は、住戸の募集を開始します。次の入居者が確定した場合、解約キャンセルは出来ません。
- 解約月の家賃は、通常どおり満額を前家賃としてお支払いいただき、解約日以降の日割家賃等は「4. 解約に伴う敷金等の精算」に伴って精算いたします。(契約内容により、解約月末日までの家賃をいただく場合がございます。)
- 契約開始から1～2年未満など、一定期間内での解約となる場合は、短期解約違約金が発生する場合がございます。
短期解約違約金の有無につきましては、賃貸借契約書の特約事項をご確認ください。
- お部屋と駐車場の契約者が異なる場合は、それぞれ個別に解約申し入れが必要となります。

2. 退去立会い日までにやっていただくこと

① 退去立会い日時の確定

- 解約受付後、弊社指定業者よりご連絡いたしますので、立会い日時の調整をお願いします。
※登録外番号からの連絡となるため、非通知拒否の設定をされている場合は解除をお願いします。
- 退去立会いは、明るい時間帯での実施をお願いします。(目安:午前9時頃～16時半前後、夕方以降は要相談)

② 解約・変更等の各種手続き

- 郵便局・銀行等での転居手続き、ならびに行政への転出手続きを行ってください。
- 公共料金の精算および住所変更等の手続きをお願いします。(電気・水道・ガス)
- NHKの住所変更については、以下のWebページよりお手続きください。

NHKの
お手続き

<https://www.nhk-cs.jp/j/Q0145571&tn=0006037>
上記URLもしくはQRコードよりアクセスいただけます



- 保険の解約手続きにつきましては、各保険会社へ直接ご連絡いただきますようお願いいたします。
なお、無保険期間が生じないよう、住戸の解約日までは継続してご加入ください。

● 三井住友海上保険加入の場合

三井住友海上サポートデスク 0120-925-379 (月曜～金曜 9:15～17:00) ※祝日、12/31～1/4を除く

● PLT少額短期保険加入の場合

カスタマーセンター 0120-842-077 (月曜～金曜 9:30～17:00) ※祝日、12/31～1/4を除く

- ご自身で取り付けた機器は、退去までに撤去をお願いします。(インターネット・ケーブルTV・浄水器等)
※弊社は撤去の立会い代行は行っておりません。また、未撤去の場合は、撤去費用をご請求します。
※インターネット配線の撤去には時間を要するため、早めのご対応をお願いいたします。
- セコム利用可物件の場合、下記連絡先へご連絡をお願いします。
セコムお客様サービスセンター 0120-33-6624
※物件名・住所・部屋番号をお伝えください。「セキュリティルームの利用者」とお申し出いただくとスムーズです。
- 退去立会い当日までに私物の撤去をお願いします。残置物が残っていた場合は、別途処分費用をご請求いたします。
※特に、バルコニーや駐輪場の自転車等の室外の残置物にはご注意ください。
- ご退去に伴うごみは、生活ごみ・粗大ごみに関わらず、従来どおり「収集指定日当日の朝」にお出してください。
収集指定日以外の搬出ごみについては、撤去費用をご請求いたします。
- 駐車場の解約につきまして、車庫証明の抹消手続きが必要となる場合がございます。
必要な手続きは管轄の警察署により異なりますので、車庫証明をご提出いただいた警察署へご確認をお願いします。

3. 退去立会い当日

- 退去立会いは、お部屋・駐車場・その他利用部分から、荷物をすべて搬出した状態で行います。
- 契約者さまご本人にて立会いをお願いします。
※やむを得ずご本人による立会いができない場合は、「委任状」の提出が必要です。
- 複製を含むすべての鍵を返却してください。未返却がある場合は、交換費用をご請求いたします。
- ご印鑑(認印)をご用意ください。
- 立会い完了後は、お部屋へ再入室することはできません。
- 専用住戸に付随する駐車場についても、お部屋の立会い完了後は利用できません。

4. 解約に伴う敷金等の精算

- 精算時期の目安は、「解約日翌月の月末まで」となり、精算内容は普通郵便にて郵送いたします。
※転居先住所は正確にご記入ください。万が一、現住戸に届いた場合は、転居先へ再送いたします。
※返金口座も正確にご記入ください。不備があると返金に時間を要する場合がございます。
- ご返金の際は、振込手数料として一律200円(税別)を控除した金額をお返しします。あらかじめご了承ください。

5. その他注意事項

- 入居時に備え付けの設備・部品等は、絶対に処分したり、持ち帰ったりしないでください。
特に、取扱説明書、洗濯エルボ(洗濯機ホースと排水管をつなぐ部品)、シンクや洗面台まわりの備品、避難器具等
- 原則、原状回復工事費用は、退去立会い当日に確定します。金額を事前にお伝えすることはできかねます。
- 解約申し入れの際に転居先住所が未定の場合は、解約通知書等には「未定」とご記入ください。
退去立会い時に、別紙「退去立会い確認書」にて転居先住所をご記入いただきます。